

○大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第18号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の育児休業等に関する条例の施行に関しては、鹿屋市職員の育児休業等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第41号）を準用する。ただし、同規則中「鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号。）とあるのは「大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第18号。）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。